

# 令和4年度監査計画

(令和4年1月26日委員決裁)

## 1 実施する監査等の種類

- (1) 財務監査
- (2) 行政監査
- (3) 財政援助団体等監査
- (4) 決算審査
- (5) 例月出納検査
- (6) 基金運用状況審査
- (7) 健全化判断比率等審査
- (8) 内部統制評価報告書審査

## 2 監査等の対象、実施時期及び担当課室

別紙「監査等の対象、実施時期及び担当課室」のとおり

## 3 その他

前2項に定めるもののほか、必要な事項については、実施の都度定める。



## 監査等の対象、実施時期及び担当課室

## 1 財務監査及び行政監査

対 象	実施時期	担当課室
交通局	6月～3月	監査第一課
スポーツ市民局 <sup>注1、注2</sup>		監査第一課 監査第二課
総務関係（市長室、総務局、選挙管理委員会事務局、区選挙管理委員会事務室、監査事務局、人事委員会事務局、市会事務局） <sup>注1、注2</sup>		監査第二課
子ども青少年局 <sup>注1、注2</sup>		
区役所 <sup>注3</sup> （特定の事務を実施計画において定める。）		特別監査室
住宅都市局 <sup>注2</sup> （工事）	2月～9月	工事監査室
総務局 <sup>注2</sup> （工事）		
経済局 <sup>注2</sup> （工事）		
上下水道局（工事）	9月～3月	
教育委員会 <sup>注2</sup> （工事）		
実施計画において定める局室区 <sup>注4</sup>	6月～3月	特別監査室
局室区 （特定のテーマを実施計画において定める。）	必要に応じて実施	

注1）対象局に対する監査に併せて、区役所に対する監査を実施する。

注2）対象局に対する監査に併せて、財政局に対する監査を実施する。

注3）区役所に対する監査に併せて、特定の事務の所管局に対する監査を実施する。

注4）監査は、実査当日に通知して実施する。

## 2 財政援助団体等監査

### (1) 出資団体監査

対 象	所管局	実施時期	担当課室
(公財) 名古屋市中小企業共済会	経済局	8月～3月	特別監査室
(公財) 名古屋まちづくり公社	住宅都市局		
若宮大通駐車場 (株)			
栄公園振興 (株)			
(公財) 名古屋市教育スポーツ協会	教育委員会		

注) 対象団体に関する事務について、所管局に対する監査を併せて実施する。

### (2) 財政援助団体監査

対 象	所管局	実施時期	担当課室
栄東まちづくり協議会	スポーツ市民局	8月～3月	特別監査室
港まちづくり協議会			
(公社) 名古屋市私立幼稚園協会	教育委員会		

注) 対象財政援助に関する事務について、所管局に対する監査を併せて実施する。

### (3) 公の施設の指定管理者監査

対 象	所管局	実施時期	担当課室
スポーツ市民局が所管する公の施設の指定管理者	スポーツ市民局	6月～3月	監査第一課 監査第二課
子ども青少年局が所管する公の施設の指定管理者	子ども青少年局		監査第二課

注) 実施計画において定める公の施設の指定管理者を対象とする。

## 3 決算審査

対 象	実施時期	担当課室
一般会計及び特別会計決算審査	7月～9月	監査第一課 監査第二課
公営企業会計決算審査	6月～9月	監査第一課

#### 4 例月出納検査

検査は、原則として毎月 25 日及び 26 日の両日に前前月の出納について行う。ただし、決算整理及び決算審査時期の検査は次のとおりとする。

- ・ 一般・特別会計の 5 月の出納：7 月上旬
  - ・ 公営企業会計の 3 月の出納：6 月上旬、5 月の出納：7 月下旬
- 区会計管理者の出納検査は 6 月～翌年 5 月の間に実施する。

対 象	担当課室
一般会計及び特別会計	監査第二課 特別監査室（区会計管理者に係るものに限る。）
公営企業会計	監査第一課

#### 5 基金運用状況審査

対 象	実施時期	担当課室
基金運用状況審査 （土地基金、美術品等取得基金）	6 月～9 月	監査第二課

#### 6 健全化判断比率等審査

対 象	実施時期	担当課室
健全化判断比率審査	8 月～9 月	監査第一課 監査第二課
資金不足比率審査		

#### 7 内部統制評価報告書審査

対 象	実施時期	担当課室
内部統制評価報告書審査	7 月～9 月	監査第一課 監査第二課